

前回会合における質問事項への回答 （（一社）日本民間放送連盟）

公共放送WG事務局

令和4年12月22日

(宍戸構成員)

- 業界構造やプラットフォームの行動など様々な要素がある中で、NHKのインターネット活用業務の拡大あるいは存在が、民放との競争関係にどれだけの影響をもたらすと考えられるかについて、何らかのエビデンス・調査が、個社あるいは業界団体としてお持ちならば出していただきたい。また、お持ちでない場合、NHK自身あるいは政府に調査の要望などがあれば出していただきたい。

(答)

- ・ 第3回WGで曾我部構成員が書面で寄せた「NHKのインターネット活用業務が拡大された暁には、NHKの設置目的や公正競争の観点から歯止めが設けられるにしても、民放や新聞には一定の不利益が生じることは避けられません」とのご意見は、極めて重要な指摘と受け止めています。
- ・ 民放連は現時点で、民放への影響に関するエビデンスや調査結果を持ち合わせていませんので、政府やNHKは必要に応じて、NHKのインターネットサービスの拡大で民放や新聞に不利益が生じるかどうかを明らかにする調査などを実施していただきたいと思います。
- ・ NHKからは、ネットサービスの社会実証の結果などが示されていますが、一定の評価や支持が得られたとする調査に加え、例えば、「国民視聴者が、どのようなサービスを、いくら料金であれば提供を受けたいか」という調査を実施すれば、今後の業務範囲の検討において有効だと考えます。

(落合構成員)

- インターネット配信におけるNHKと民放との競争環境について、どのように評価しているか。
特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、NHKがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、民放との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

(答)

- ・ 「ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない」との民放連の指摘は、現行の受信料制度に則った原則を述べたものです。放送番組に紐づくはずの理解増進情報を幅広に解釈・運用すれば、オリジナルコンテンツに近いものになってしまいます。現行の受信料制度を維持したままNHKの新たな業務範囲を検討するのであれば、新たな業務範囲においてもオリジナルコンテンツが含まれないことは当然と考えます。
- ・ 第3回会合で民放連は「本WGでは、NHKがしたいこと、NHKにさせたいことの議論はあるのですが、財源の受信料制度をどうするかという議論が、まだまだこれからだと思います。財源の問題の議論を抜きにして、この話はできないと思っています」と述べました。

(林構成員)

- アプリダウンロード数やブラウジング数などで比較する限りでは、NHKプラスよりもTVerのほうがかなり先行しているようにも考えられ、少なくとも現状において競争環境としては、それほど不健全な状況にはなっていないと思うが、NHKと民放との間でのインターネット配信に関する競争環境について、民放連として、どのように認識しているか。

(答)

- ・ 民放各社は放送番組の見逃し配信に限らず、インターネット事業においてさまざまなサービスを手掛けています。TVerは在京キー局を中心に運営している動画配信サービスですが、NHKプラスとTVerの比較のみでは、NHKと民放のインターネット配信における競争環境の評価は難しいと考えます。
- ・ NHKインターネット活用業務の費用上限は 10億円、40億円、受信料収入の2.5%と段階的に増大し、現在は200億円となっています。この200億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

(林構成員)

- 民放連様からは「予算に厳格な歯止めを設ける」ことが最低限必要との考えが示されているが、NHKのインターネット活用業務（BtoC）の現状予算上限200億円は、民放のデジタル事業の予算と比べて、どのように評価しているか。

(答)

- ・ NHKインターネット活用業務の費用上限は 10億円、40億円、受信料収入の2.5%と段階的に増大し、現在は200億円となっています。200億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

(林構成員)

- Netflixの広告付きプランに関し、民放連様から「NHKが提供するコンテンツにCMや広告が近接して表示されることは不適切」との指摘があったが、同プランは、むしろ民放コンテンツへの影響も大きいと考えられるところ、動画配信事業者に対して、NHKと民放が軌を一にして放送コンテンツへの配慮を求めて動くべきと思うが、こうした考えについてどのように思われるか。

(答)

- ・ コンテンツの提供先は、あくまでもコンテンツホルダーが自ら決めることが原則です。
- ・ 11月18日の民放連会長会見で遠藤会長が述べたとおり、今回のネットフリックスの広告付き視聴プランの開始は、コンテンツ提供の前提条件が変わることについて、民放事業者に対して事前に十分な説明や調整がなく、唐突で残念との受け止めです。NHKにとってはより深刻な問題と考えており、民放各社もNHKも、それぞれの立場で対応していることと思います。
- ・ 公共放送WGの第2回会合では、内山構成員が「日本の事情に合ったルールで運用していくプラットフォームも自ら持ち、なおかつ国民に両方の選択肢が常に見えている状況をつくることが必要」と指摘されました。また親会の第14回会合で飯塚構成員は「NHKと民放の相互補完の関係をさらに強化していくことが必要であり、日本の放送局にとって競合する相手は、海外の大手動画配信プラットフォームだと思う」と指摘されました。この視点は重要だと受け止めています。

<会合後の追加質問>

(林構成員)

- NHKの公表資料「NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方」を読む限り、民放連は、在外邦人向けのインターネット活用業務の拡大に非常に慎重であるように見受けられる。現在は任意業務であるため、一部の番組の配信権が国際について取得できないような状況が生まれているのではないかと考えられるところ、必須業務とすることにより、一定の限定を付した上で、在外邦人の公共放送を視聴しうる便益にも一定の配慮を行うべきと考えについて、どのように思われるか。

(答)

- ・ 民放連は、当該業務を受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分とする意見を提出しています。
- ・ これは在外邦人向けの配信による情報提供自体を否定するものではありません。
- ・ 必須業務化については、前回会合でNHKから具体的なご説明はなく、今後の前提が不明確ですので、回答を控えたいと存じます。

<会合後の追加質問>

(事務局)

- (宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、) 今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、民放連様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、民放連様としてご協力いただけるか。

(宍戸構成員の実際の発言)

NHKのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するという事は、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にもそういう部分があると思っておりますが、業界構造やプラットフォームの行動とかいろいろな要素がある中で、NHKの業務拡大、あるいはNHKの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。

もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばNHK自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが1点目でございます。

(林構成員の実際の発言)

放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースでの検討が必要だと思っております。

(大谷構成員の実際の発言)

予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからNHKが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

(答)

民放のインターネット事業は、各社の経営判断の下で個別に展開する事業領域であるため、民放連が詳細を把握することは難しく、現時点で、民放連が情報提供することは困難と考えます。